

佐賀県条例第31号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県議会委員会条例（昭和34年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（常任委員会の名称、委員定数及び所管）			（常任委員会の名称、委員定数及び所管）		
第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。			第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会	10	統括本部 に関すること。 経営支援本部 に関すること。 出納局に関すること。 略 人事委員会に関すること。 公安委員会 に関すること。 監査委員に関すること。 略	総務委員会	10	政策部 に関すること。 総務部 に関すること。 地域交流部 に関すること。 出納局に関すること。 略 人事委員会に関すること。 監査委員に関すること。 略
文教厚生委員会	10	略 くらし環境本部 に関すること。 健康福祉本部 に関すること。	文教厚生委員会	10	略 県民環境部 に関すること。 健康福祉部 に関すること。
産業委員会	9	農林水産商工本部 に関すること。 東部工業用水道に関すること。 略	農林水産商工委員会	9	産業労働部 に関すること。 農林水産部 に関すること。 東部工業用水道に関すること。 略
県土整備委員会	9	県土づくり本部 に関すること。 収用委員会に関すること。	県土整備・警察委員会	9	県土整備部 に関すること。 収用委員会に関すること。 公安委員会 に関すること。

改正前	改正後
<p>(記録)</p> <p>第27条 委員長は、職員をして会議の概況、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名<u>または</u>押印しなければならない。</p>	<p>(記録)</p> <p>第27条 委員長は、職員をして会議の概況、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、<u>副委員長のほか、委員長の指名する2人以上の委員とともに</u>これに署名<u>又は</u>押印しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐賀県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく総務委員会、文教厚生委員会、産業委員会及び県土整備委員会の委員、委員長又は副委員長であるもの(以下「旧委員等」という。)は、それぞれこの条例による改正後の佐賀県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく総務委員会、文教厚生委員会、農林水産商工委員会及び県土整備・警察委員会の委員、委員長又は副委員長となるものとし、その任期は、旧委員等の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際旧条例に規定する総務委員会、文教厚生委員会、産業委員会及び県土整備委員会に付託されている事件がある場合は、当該事件については、それぞれ新条例に規定する総務委員会、文教厚生委員会、農林水産商工委員会及び県土整備・警察委員会に付託されたものとみなす。ただし、次の表の左欄に掲げる旧条例に規定する常任委員会に付託されている事件であってその所管がそれぞれ同表の右欄に掲げる新条例に規定する常任委員会の所管となるものについては、それぞれ同欄に掲げる新条例に規定する常任委員会に付託されたものとみなす。

総務委員会	県土整備・警察委員会
文教厚生委員会	総務委員会
産業委員会	総務委員会
県土整備委員会	総務委員会
県土整備委員会	農林水産商工委員会